

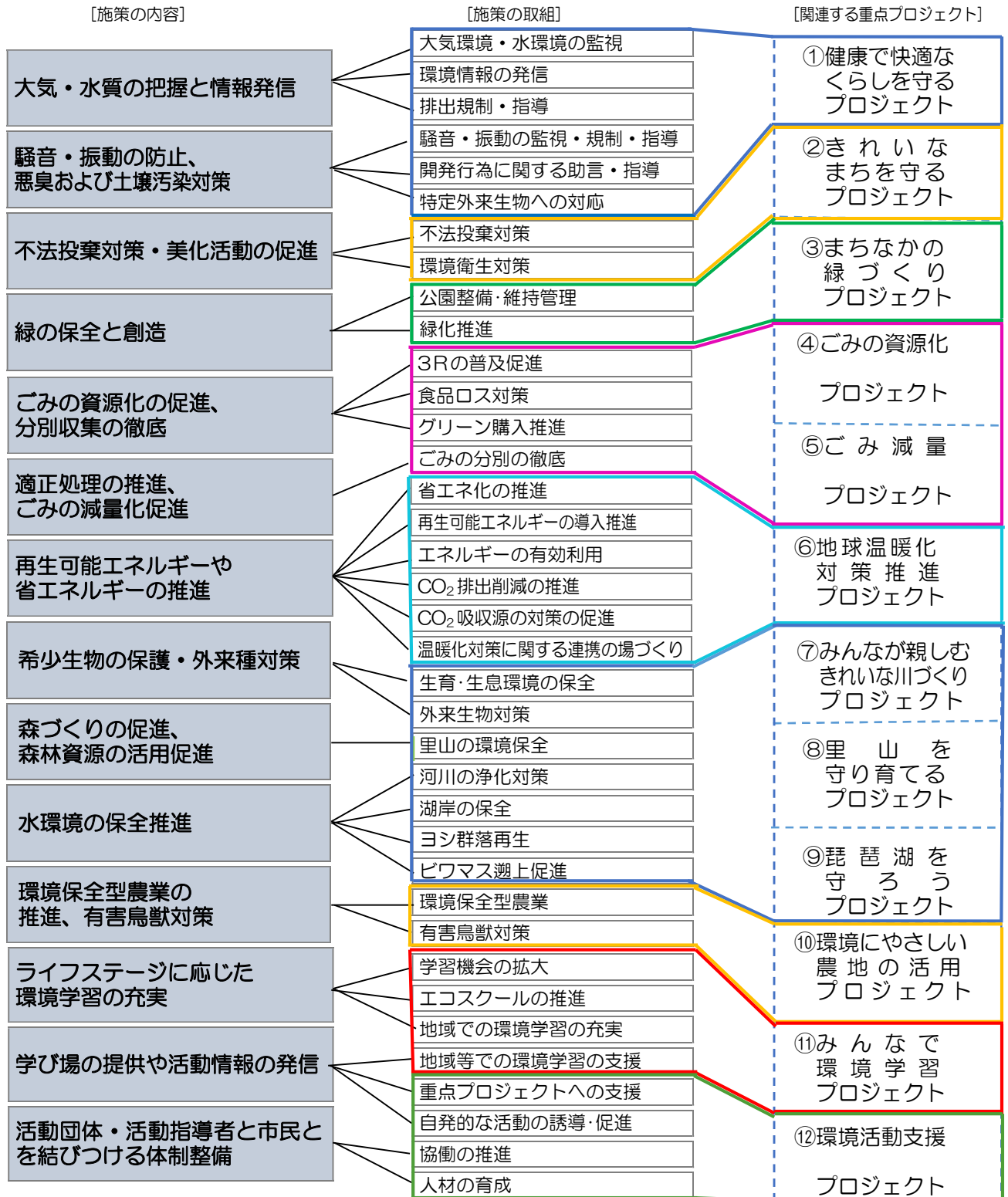
第3章 目標達成のための施策の展開

本計画の目標達成のために4つの基本目標と14の施策、施策の内容と施策の取組、それに関わる12のプロジェクトの体系と、各目標に関連するSDGsの目標を合わせて、一覧にまとめました。市民（市民団体）、事業者、行政が複合的に取り組むことが重要です。

【基本目標】	【対応するSDGs】	【施策の方針】
基本目標1 安全で快適な 生活環境づくり	   	(1) 大気環境・水環境の保全 (2) 生活環境の保全 (3) 環境美化の推進 (4) まちなかの緑化
	  	
基本目標2 循環型社会・ 脱炭素社会づくり	   	(1) 3Rの促進 (2) 廃棄物の適正処理 (3) 地球温暖化への対策
	   	
基本目標3 里山から琵琶湖へ つながる 自然環境づくり	   	(1) 生物多様性の維持・向上 (2) 里山の保全 (3) 河川・琵琶湖の保全 (4) 農地の保全
		
基本目標4 環境学習の 推進による 市民活動の促進	  	(1) 環境学習の推進 (2) 環境活動団体等への支援 (3) 普及・啓発の担い手の育成・継承

・施策とSDGsとの関連を示すことで、それぞれの取組がつながっていることが分かります。1人ひとりの活動は小さなものでも、それが集まれば、地域環境だけでなく、地球環境の改善につながっていきます。

・施策の取組と関連する重点プロジェクトを色囲いで示しています。



3.1 基本目標 1 安全で快適な生活環境づくり

3.1.1 生活環境に関する現状と課題

■大気環境の現状

概ね良好な大気環境に恵まれていますが、夏季などに光化学スモッグが発生することがあります。また、局地的には不適正な野焼き(※)などによる悪臭などの苦情も見られます。

課題 ○環境監視及び情報の共有
○不適正な野焼きは違法であるということの認識の向上・指導の徹底

■騒音・振動環境の現状

市民の生活空間は概ね静穏が保たれていますが、幹線道路の沿道では一部の区域で騒音が環境基準(※)を超えています。また、建設解体工事などによる苦情も発生しています。

課題 ○環境監視及び指導の徹底
○工事騒音、近隣騒音等の迷惑防止のための啓発の徹底

■水・土壌環境の現状

公共用水域の水質は概ね良好に保たれていますが、流量の少ない河川では、滞留等に伴う水質悪化が見られます。

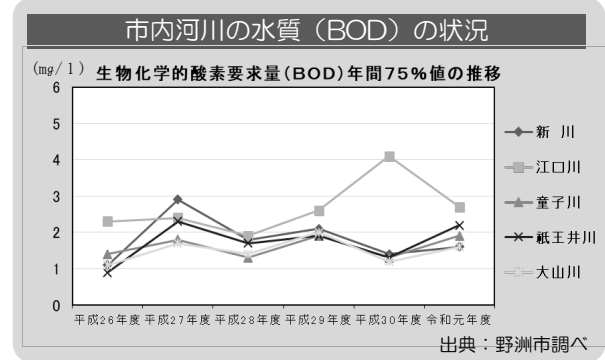
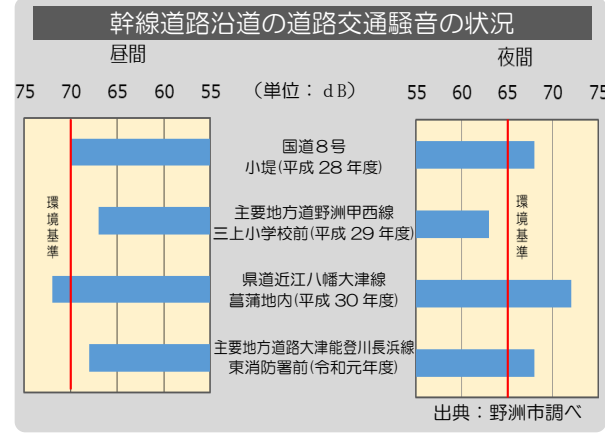
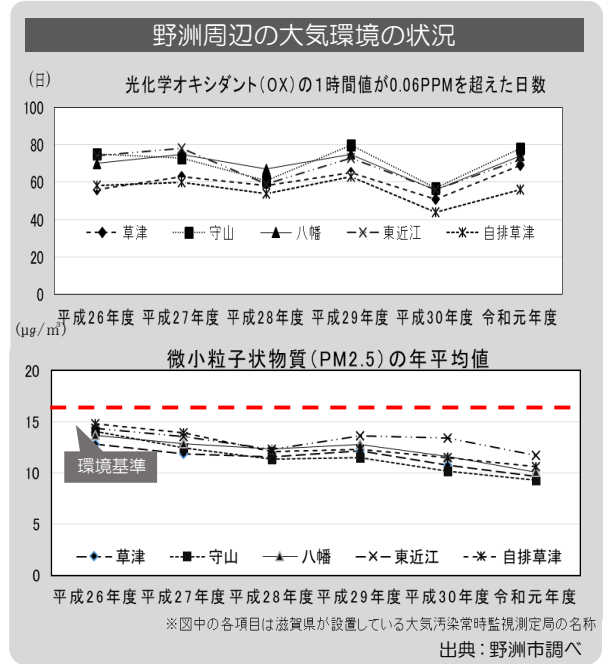
課題 ○水質の監視、排水対策等の徹底
○土壌汚染の未然防止

■まちの清潔さの現状

ごみを不法投棄する人によって、まちの美観が損なわれ、自然環境にも大きな影響を与えています。

また、近年増加傾向にある空家・空地での雑草の繁茂やごみの不法投棄等の環境衛生上の問題が散見されます。

課題 ○ポイ捨てや不法投棄の防止
○空家・空地の適正管理



3.1.2 施策の内容



1) 大気環境・水環境の保全

化学物質汚染等による公害から市民の健康・生活を守るための施策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
大気環境・水環境の監視	○大気環境の監視を継続するとともに、事業所等からの大気汚染物質・アスベスト・悪臭の排出規制と対策の指導強化を図ります。	環境課
	○河川・地下水の水質汚濁の監視体制を充実します。	環境課
環境情報の発信	○市が実施する環境調査結果について、インターネット等により公開します。	環境課
	○PM2.5(※)や光化学スモッグなど大気汚染物質等について、情報を収集・発信します。	環境課
排出規制・指導	○事業所排水について規制及び指導するとともに、公共下水道整備・合併処理浄化槽の普及を図ります。	環境課 上下水道課
	○事業所等におけるダイオキシン類(※)対策、化学物質の適正管理について指導します。	環境課

2) 生活環境の保全



豊かな自然を守り、暮らしやすい住環境を実現するための施策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
騒音・振動の監視・規制・指導	○住環境の騒音を監視するとともに、自動車などからの騒音・振動も監視します。	環境課
	○事業所及び建設工事による騒音・振動の規制・指導を行います。	環境課
開発行為に関する助言・指導	○土壌に関する届出制度の運用について指導します。	環境課
特定外来生物等への対応	○生活環境を脅かす特定外来生物について駆除や駆除支援をします。	環境課

3) 環境美化の推進



清潔で美しいまちづくりのために、不法投棄等の対策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
不法投棄対策	○清潔で美しいまちを守るため、監視パトロールを実施するなど、不法投棄対策を推進します。	環境課
	○悪質な不法投棄やプラスチックごみが散在することによる環境問題について、ホームページで公開し啓発します。	環境課
環境衛生対策	○ペットの適正な飼養の啓発、空家・空地の適正管理の指導を行い、環境衛生対策を推進します。	環境課 住宅課

* 不法投棄を減少させることは、CO₂の排出を削減し、地球温暖化対策につながります。



4) まちなかの緑化

身近な憩いの場として、まちなかの緑を増やすための施策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
公園整備・維持管理	○河川緑地、農村公園、児童遊園などの緑地を保全するとともに、植樹や花壇の整備などにより新たな緑地の創出に努めます。	都市計画課 農林水産課
緑化推進	○公共施設の緑地を保全し、緑の創出に努めます。	総務課 環境課

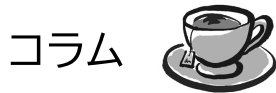
*まちなかの緑化推進は、CO₂の吸収を促し、地球温暖化対策につながります。

3.1.3 進捗評価のための指標

項目	指標	策定時	目標
大気環境	大気汚染に係る環境基準の達成状況 ※NO ₂ (※)、SO ₂ (※)、SPM (※) (三上小学校、駅前北自治会館前、小堤、七間場)	環境基準を達成	維持
水環境	公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の達成状況 ※環境基準の類型指定河川(C 類型:新川、江口川、童子川、祇王井川、大山川)のBOD (※)	環境基準を達成	維持
排出規制・指導	環境保全協定締結事業所数	91 % (107 件) (平成 27 年度)	100 %
公害苦情	典型 7 公害に係る公害苦情の件数	44 件 (平成 23~27 年度の平均)	減少
環境美化	ごみの不法投棄件数 ※廃棄物不法投棄監視員巡視報告	214 件 (平成 23~27 年度の平均)	減少
緑化	市民一人当たりの都市公園面積	8.07 m ² (平成 27 年度)	野洲市総合計画の 目標値を準用 (令和 7 年度 8.5 m ²)
	河辺林 (※) 保全活動実施回数・参加者数 (のべ)	33 回・404 人 (平成 23~27 年度の平均)	維持

【関連する主要プロジェクト】

① 健康で快適な暮らしを守るプロジェクト	37 ページ参照
② きれいなまちを守るプロジェクト	38 ページ参照
③ まちなかの緑づくりプロジェクト	39 ページ参照



プラスチック製品について考えよう

プラスチックは軽くて形を変えやすく、私たちの生活は便利なものとなりました。その反面使い捨て商品も多く、ポイ捨てごみの多くはプラスチック製品です。マイクロプラスチック^(※)という言葉をご存知ですか？5mm以下の小さなプラスチックのことを言いますが、どうやって発生するのでしょうか。

1次マイクロプラスチック・・・もともとの大きさが5mm以下のもの。代表的な物は歯磨き粉や洗剤のスクラブ、マイクロビーズ。日本では企業の自主規制が始まっている。

2次マイクロプラスチック・・・屋外で使用しているプラスチック製品やポイ捨てされたプラスチックごみが細かくなったもの。風雨や紫外線にさらされることで劣化し、細かく砕かれる。

プラスチックは自然環境ではほとんど分解されません。まちから川や下水を通して、やがて琵琶湖へ流れ着きます。細かくなったプラスチックを回収することは容易ではなく、生態系への悪影響も懸念されています。「ポイ捨てをしない」「適正な管理と処理をする」はもちろんのこと、プラスチック製品の使用を控えるなど、できることから取り組んでいきましょう。

特定外来生物について（*85 ページ用語集「外来生物」参照）

「外来種」とは、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動などによって他の地域から入ってきた生物のことで、特に生命力や繁殖力が強く、その地域の生態系のバランスを崩したり、人の生命や健康、農林水産業などに被害を及ぼす種類は、法律により「特定外来生物」に指定されています。

本市で確認されるようになった主な特定外来生物としては、哺乳類ではアライグマやヌートリアが該当します。本市では市民や事業者からアライグマ等の出没や被害の情報があれば、市民等の協力を得て駆除にあたっています。

特定外来生物の種類には植物も含まれており、陸上で生息する「オオキンケイギク」のほか、琵琶湖や河口付近の水辺で繁殖する「ナガエツルノゲイトウ」や「オオオバナミズキンバイ」などの水生植物は繁殖力が非常に強く、地域の自然環境や生態系を脅かす恐れがあり「侵略的外来水生植物」といわれ、繁茂が見つかったなら直ちに駆除する必要があります。

これらの特定外来生物による被害を防ぐには、

- ①悪影響を及ぼす恐れのある外来生物をむやみにその地域に「入れない」
- ②飼っていたり、栽培している外来生物を「捨てない（逃がさない、放さない、逸出させない）」
- ③既に存在する「外来種」を「拡げない（増やさない）」

ことが大切です。

（参考資料：環境省ホームページ、滋賀県ホームページ 関連箇所より）

3.2 基本目標2 循環型社会・脱炭素社会づくり

3.2.1 廃棄物及び地球温暖化に関する現状と課題

■廃棄物の現状

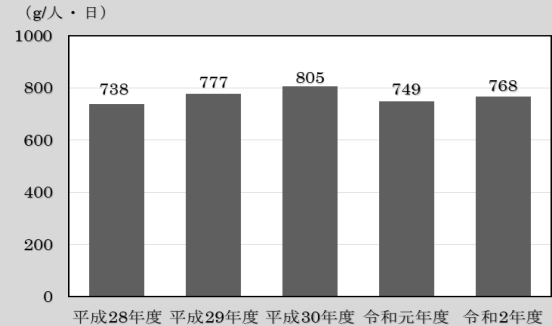
本市の市民1人1日あたりのごみ排出量は、ここ4年の間は横ばいで推移しています。令和4（2022）年度から適用する「野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、ごみの減量・資源化対策について、これまでの実績を踏まえて実効性のある目標数値に見直しました。

ごみを焼却し発生した余熱を熱エネルギーとして回収するほか、小型家電リサイクルを導入し、資源化にも積極的に取り組んでいます。

令和2（2020）年7月に容器包装リサイクル法が改正され、レジ袋が有料化されたことで可燃ごみのビニール類が減少しましたが、更なる分別意識、ごみ減量の促進が求められます。

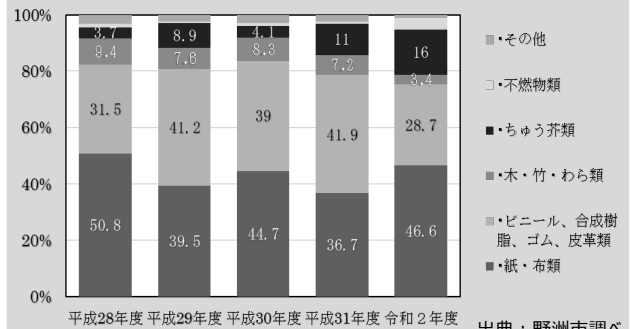
課題 ○家庭・事業所等からのごみの排出量の抑制
○プラスチック製品のリサイクルの推進

市民1人1日あたりのごみ排出量の推移



出典：野洲市調べ

可燃ごみの組成分析結果



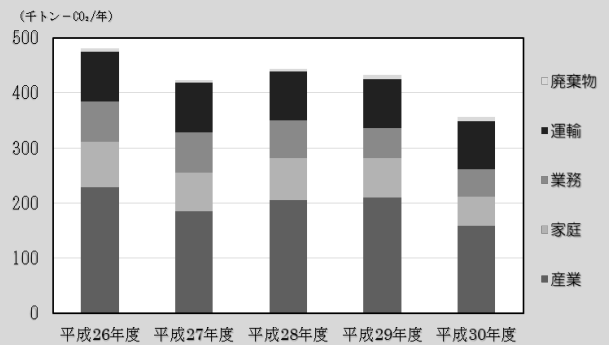
出典：野洲市調べ

■地球温暖化の現状

地球温暖化が進行すると、動植物の本来の生息域が消失するなど生態系への深刻な影響が発生するほか、農作物等の収穫量の減少や、集中豪雨などの気象災害リスクなど、さまざまな問題を引き起こします。

地球温暖化を防止するための温室効果ガスの排出削減は世界共通の課題であり、日本では「令和12（2030）年までに平成25（2013）年度比46%削減」「令和32（2050）年カーボンニュートラルの実現」を目標に掲げ、取組の強化が図られています。

野洲市域の温室効果ガス排出量の推移



簡易版マニュアルに基づく温室効果ガス排出量の参考値
出典：環境省ホームページ

課題 ○家庭や事業所における省エネルギー化、再生可能エネルギー導入の普及促進
○農林業の振興及び緑地の保全による吸収源対策の促進
○CO₂の排出削減のための、市・市民・事業者の連携のあり方

■ 本市のCO₂排出量の状況

(1) 市全体の排出量

本市のCO₂排出量は、平成25(2013)年度の480千t-CO₂以降、減少傾向で推移し、平成30(2018)年度は357千t-CO₂となり、5年間で25.6%減少しています。部門別では、産業部門(製造業、建設業・鉱業、農林水産業)は61千t-CO₂(27.7%)の減少、業務その他部門は28千t-CO₂(35.9%)の減少、家庭部門は30千t-CO₂(36.6%)の減少、運輸部門は6千t-CO₂(6.5%)の減少といずれも減少傾向ですが、廃棄物分野(一般廃棄物)は3千t-CO₂(50.0%)増加しています。

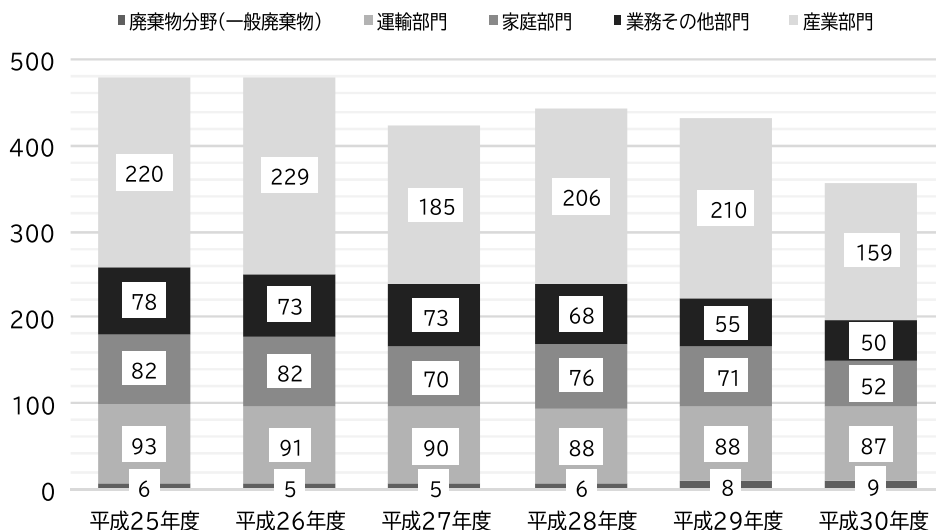
産業部門、業務その他部門、家庭部門及び運輸部門での減少については、家庭や事業所における省エネルギー行動や省エネ設備機器の性能の向上、太陽光発電設備の導入が進んだことが背景にあると考えられます。廃棄物分野(家庭ごみ、事業系一般廃棄物)は増加しており、平成28(2016)年10月から容器包装類のプラスチックの焼却処理が開始されたことによるものと考えられます(焼却熱は回収され、隣接する温浴施設に利用しています)。

表 3.2.1 部門別・分野別の温室効果ガス(CO₂)排出量の経年変化

部門・分野	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)
合計	354	369	377	458	480	480	424	444	432	357
産業部門	149	151	139	206	220	229	185	206	210	159
製造業	142	144	132	200	214	221	177	197	203	152
建設業・鉱業	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2
農林水産業	6	6	4	4	5	6	6	7	6	5
業務その他部門	55	59	75	77	78	73	73	68	55	50
家庭部門	51	58	65	76	82	82	70	76	71	52
運輸部門	94	95	94	94	93	91	90	88	88	87
自動車	91	92	90	90	89	87	87	85	84	83
旅客	54	54	54	54	53	50	50	50	49	49
貨物	37	37	36	36	37	37	36	35	35	34
鉄道	3	3	4	4	4	4	4	4	4	3
船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物分野(一般廃棄物)	6	6	4	5	6	5	5	6	8	9

出典:環境省

図 3.2.1 部門別・分野別の温室効果ガス(CO₂)排出量の経年変化



出典:環境省

■ 本市の太陽光発電の状況

(1) 再生可能エネルギー導入容量

本市の再生可能エネルギーの種類は、すべて太陽光発電です。
再生可能エネルギー導入容量は緩やかに増えており、平成30(2018)年度は23,523kWで、5年間に56.2%増加しています。

図 3.2.2 再生可能エネルギーの設備容量の導入容量累積の経年変化

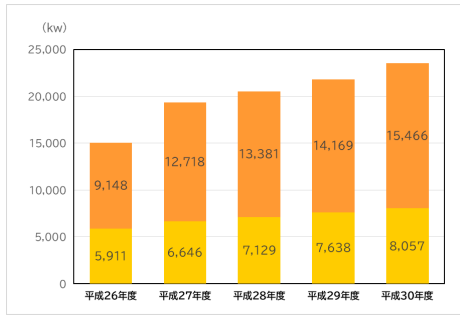
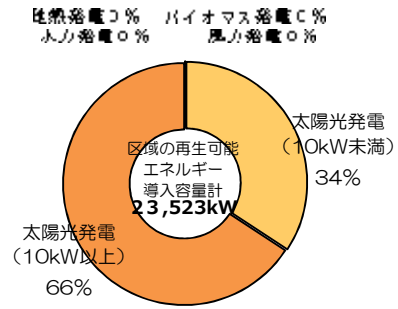


図 3.2.3 再生可能エネルギーの導入容量

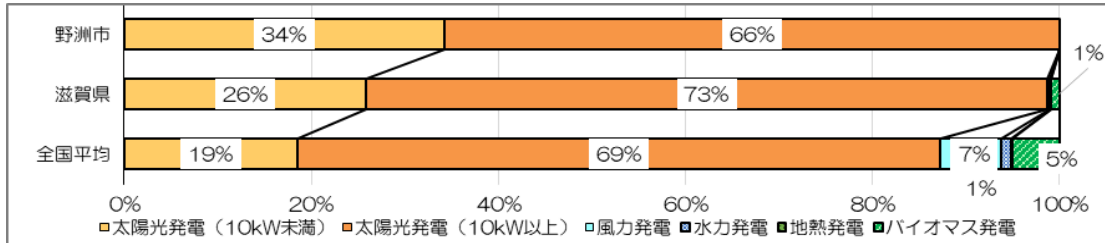


■ 太陽光発電 (10kW未満) ■ 太陽光発電 (10kW以上) ■ 風力発電 ■ 水力発電 ■ 地熱発電 ■ バイオマス発電

出典：環境省

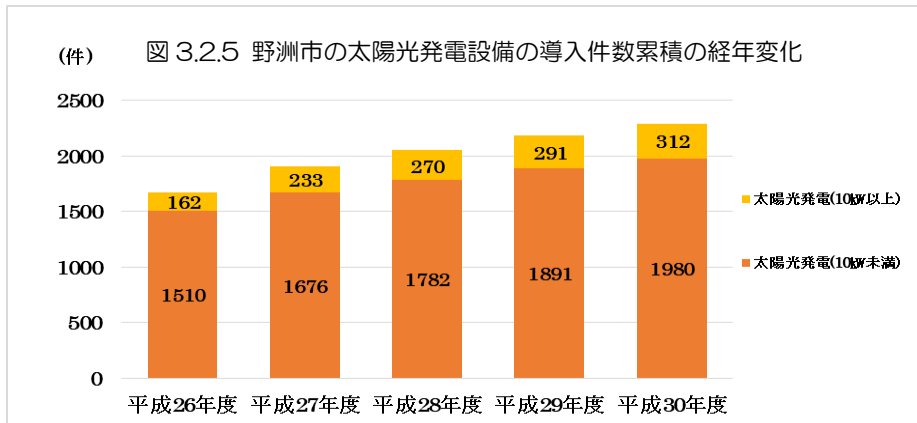
10kW以上の太陽光発電設備による導入容量は市全体の66%を占めますが、全国・滋賀県平均より少し低い割合です。10kW未満導入電容量の割合は34%ですが、全国・滋賀県の割合を上回っており、家庭における太陽光発電設備の導入が進んでいることがわかります。

図 3.2.4 再生可能エネルギー導入件数の割合の本市と滋賀県および全国平均との比較(平成30年度)



出典：環境省

本市の太陽光発電設備の導入件数は増加傾向にあり、平成30(2018)年度では2,292件(10kW未満1,980件、10kW以上312件)で、平成26(2014)年度と比較して10kW未満で31.1%、10kW以上で92.6%増加しています。

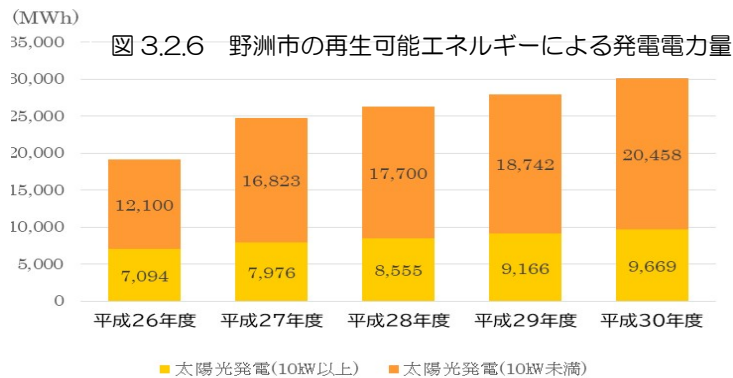


出典：環境省

(2) 再生可能エネルギーによる発電量等

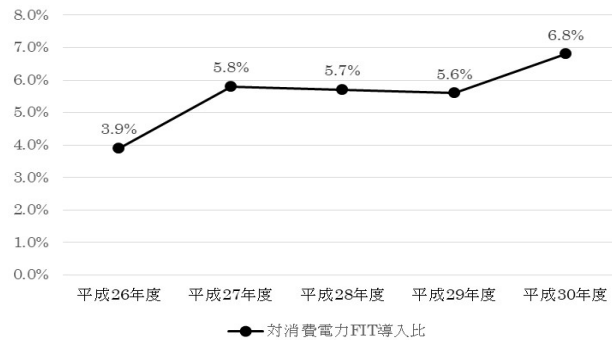
本市の太陽光発電設備による発電量は、平成30(2018)年度において30,127MWh(10kW未満9,669MWh、10kW以上20,458MWh)で、平成26(2014)年度と比較して10kW未満で36.3%、10kW以上で69.1%増加しています。

本市での電気消費量に対する再生可能エネルギー(太陽光発電)による発電量の割合は、平成30(2018)年で6.8%と、平成26(2014)年度の3.9%と比較し増加していますが、全国平均値(太陽光発電の割合)の6.7%(資源エネルギー庁資料による)とほぼ同じ割合であり、今後も再生可能エネルギー導入及び省エネルギーの推進が必要と考えられます。



出典:環境省

図 3.2.7 野洲市電気消費量に対する再生可能エネルギーによる発電量の割合



出典:環境省

コラム 

それぞれの活動と地球温暖化対策 (*第3章と第4章に関連性を記載していることについて)

地球温暖化対策は本計画の基本目標2「循環型社会・脱炭素社会づくり」の中の施策の1つですが、本計画の他の基本目標についても、施策や重点プロジェクトで主目的を達成するための取組が、地球温暖化対策にも関わっています。

直接的に関連するのは、基本目標1の施策「まちなかの緑化」及び基本目標3の施策「里山の保全」の緑の保全活動は、CO₂の吸収を促すこととなり地球温暖化対策につながっています。

間接的には、基本目標1の「環境美化の推進」では不法投棄を減少させることは適正な廃棄物処理を行うことで、CO₂排出量を減らすことにつながるほか、基本目標3の「生物多様性の維持・向上」及び「河川・琵琶湖の保全」では、地球温暖化による気候変動は生態系に影響を与えるため、生物多様性や河川・琵琶湖の保全の取組は、地球温暖化対応につながる可以说です。基本目標4では、環境学習を進めることや環境活動団体等を支援することで、地球温暖化対策の理解を深め、継続した取組につなげることができます。

他の施策や重点プロジェクトによる取組を実践することは、地球温暖化対策につながっていくことについて、第3章及び第4章において関連する施策ごとに記載しています。

3.2.2 施策の内容



1) 3Rの促進

「野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、3R[リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）]を推進します。

施策の取組	内容	担当課
3Rの普及促進	○3Rの普及を図るため、過剰包装の削減、マイバッグの持参によるプラスチックごみの削減や、粗大ごみの再使用を推進し、ごみの減量化を図ります。	環境課
	○資源の有効利用を促進するため、廃食油回収を行います。	
	○生ごみ処理機の補助金等の支援を行いコンポストを普及し、ごみの資源化を推進します。	
食品ロス対策	○フードドライブを実施し、食品ロス削減を推進します。	環境課
	○野洲市内のフードエコ推奨店をホームページで公開し、事業者の取組の後押しを行います。	
グリーン購入推進	○グリーン購入を推進するため、市が率先して施策に取り組みます。また、家庭・事業所においてもグリーン購入を推進し、社会への浸透を図ります。	総務課 会計課 環境課

* 3Rの促進は、廃棄物を減量し、地球温暖化対策につながります。

2) 廃棄物の適正処理



「野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみの分別収集や減量の取組と啓発を推進します。

施策の取組	内容	担当課
ごみの分別の徹底	○ごみの再資源化を推進するため、分別の徹底や新たな資源化の推進、収集体制の効率化を図ります。	クリーンセンター 環境課

* 廃棄物の再資源化の促進は、廃棄物を減量し、地球温暖化対策につながります。



混ぜればごみ・分ければ資源

本市で資源ごみとして何種類収集しているかご存知ですか。混ぜてしまえばごみですが、分ければ資源として再利用されます。分別でごみの減量、資源のムダゼロを目指しましょう。

「ペットボトル」・・・ジュースやお茶等の飲み物の他、♻️マークがついている物
 「空きカン・金属類」・・・缶詰、アルミ缶・スチール缶、PETフライパン・やかん、スプレー缶等
 ※スプレー缶は使い切った後、穴をあけて出してください。

「空きビン」・・・飲食用・調味料用、化粧ビン等
 ※瓶ビールや一升瓶は回収している販売店へ。ガラスや陶器は「燃えないごみ」

「雑誌」・・・週刊誌、文庫本、マンガ、辞書、パンフレット等

「雑がみ」・・・チラシ、お菓子等箱類、包装紙、ラップの芯等

「新聞紙」「ダンボール」も資源です。

「古布」・・・コート、ジャンパー、セーター、ズボン、タオル、毛布等

「トレイ類」や「牛乳パック」を回収されているスーパー等があります。
 マナーを守って利用しましょう。



「もったいない」から「ありがとう」へ ～食品ロス削減に向けて～

食品ロスとは、食べられるのに廃棄される食品のことを言い、日本では、年間約 600 万 t (※農林水産省平成 30 (2018) 年度推計値) もの食品ロスがあります。

また、食品ロスを国民 1 人あたりに換算すると、お茶碗 1 杯分 (約 130g) の食べ物が毎日捨てられています。

食品ロスが増えていくことで、大量の食べ物が無駄となり、処分の際に発生する CO₂ が発生します。

本市では、食品ロス削減のために、生ごみ処理容器 (コンポスト) の補助支援を行い、食べ残しなどの再資源化に努めています。

また、3R 推進月間及び食品ロス削減月間には、市内小売店舗や自治会、公共施設等に食品ロス削減ポスターを掲示し、啓発に努めています。その他にも、市内のフードエコ推奨店や、3010 運動の周知など、広報、ホームページでの周知にも注力しています。

今後、余剰食品の有効活用を図り、食品ロスの関心を高めるとともに、フードドライブの実施を行い、ごみの減量化を目指します。

家庭、事業所での食品ロスを削減するために・・・

【家庭】 買い物前には家庭にある食材をチェックする
 使う分・食べられる量を購入する
 賞味期限・消費期限について正しく知る

【事業所】 食品レシピやリメイク方法などの啓発
 食品廃棄物量の削減、食品廃棄物の飼料化・堆肥化
 賞味期限・消費期限表示に係る啓発



3) 地球温暖化への対策



市域での省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入推進を牽引し、市で率先して実行するとともに、普及啓発を図ることでCO₂排出量の削減を推進します。国や県及び市の情報を発信し、CO₂排出量の削減に向けて市民や事業者と連携を図り、国の宣言と同様、令和32（2050）年カーボンニュートラルの実現を目指します。

*市域からのCO₂排出量は、平成25(2013)年度で480千t-CO₂でした。令和32(2050)年度にカーボンニュートラルを実現するためには、単純に計算すると、平成25(2013)年度の排出量に対して毎年度当たり約2.7%の割合で減らしていく必要があります。

また、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比の46%を削減するには、排出量は259千t-CO₂までに抑えることが求められています。

(CO₂排出量出典：環境省「自治体排出カルテ」簡易版)


施策の取組	内容	担当課
省エネ化の推進	○公共施設や家庭・事業所における省エネ化を推進、節電の呼びかけを行います。	環境課 総務課
	○ COOL CHOICE (※) を普及し、実践を通じて省エネルギーなど環境にやさしい活動を推進します。	環境課
再生可能エネルギーの導入推進	○事業所や家庭における再生可能エネルギー導入の後押しをするため、国や県及び市の施策の情報を発信します。	環境課
エネルギーの有効利用	○ごみの焼却に伴う熱エネルギーの場内利用及び余熱利用施設への熱供給を行い、焼却熱の有効利用を行います。	クリーンセンター
CO ₂ 排出削減の推進	○市内域でのCO ₂ 排出量を明示し、情報提供を通じて省エネ機器の導入や省エネ住宅の普及を促進します。	環境課
	○徒歩や自転車・公共交通機関の利用の普及啓発を行うとともに、快適な道路の整備により、自動車排出ガス等の環境負荷の低減をめざし、人と環境にやさしい交通社会を推進します。	協働推進課 道路河川課 都市計画課 環境課
	○次世代型自動車やエコドライブ普及啓発等を通じて自動車排ガスの抑制を推進します。	環境課
	○国道8号バイパスの早期実現に向けて国・県と共に取り組みます。	国県事業対策室
CO ₂ 吸収源の対策の促進	○ CO ₂ 吸収源となる農業及び林業の振興を促進します。	農林水産課
	○森林環境譲与税を活用して、適切な森林整備を実施します。また、木材利用促進のための普及啓発を行います。	環境課
地球温暖化対策に関する連携の場づくり	○ CO ₂ 排出量削減の取組を率先するため、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を活用し、全庁的な取組を行います。	総務課
	○イベント学習会を通じて、市民や事業者とともに地球温暖化対策に関する情報交換や連携ができる場づくりを行います。	環境課
	○連携によって得られた情報等をもとに、発生源別のCO ₂ 排出量削減の対策を検討します。	環境課

3.2.3 進捗評価のための指標

項目	指標	策定時	目標
3Rの促進	1人あたりの一般廃棄物の排出量 ※一般廃棄物処理計画における目標を参照	738 g/人・日 (平成27年度)	733.22 g/人・日 (令和6年度)
	リユースステーション利用者数 (リユース物品無償譲渡会参加者数)	121人 (平成27年度)	維持
	市内で回収した廃食油のリサイクル率	100% (平成27年度)	100%
再生可能エネルギー	市域の電気使用量に対する、市域での再生可能エネルギー設備による発電電気量の割合	6.8% (平成30年度)	令和12(2030)年度36~38% (年平均2.6%増)
CO ₂ 排出削減	CO ₂ 排出量の削減(平成25(2013)年度比) ※平成25(2013)年度排出量:約480千t-CO ₂	約432千t-CO ₂ (平成29年度排出量)	令和12(2030)年度までに約259千t-CO ₂ に削減 (平成25(2013)年度比46%削減) (年平均2.7%削減)
	公共施設におけるCO ₂ 排出量の削減 ※第3次野洲市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の目標を参照	7,169kg-CO ₂ (平成28年度)	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の目標値を準用 (令和4(2022)年度6,810kg-CO ₂)
	コミュニティバス年間利用者数	52,718人/年 (平成27年度)	増加
協体制	地球温暖化対策をテーマとした環境イベントや情報交換会実施回数	—	年1回以上

[関連する主要プロジェクト]

④ ごみの資源化プロジェクト	40ページ参照
⑤ ごみ減量プロジェクト	41ページ参照
⑥ 地球温暖化対策推進プロジェクト	42ページ参照




**はじめよう！
COOL CHOICE (クールチョイス)**

「COOL CHOICE」は、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。

取組の例

1. 製品の買替え
LED照明、エアコン、冷蔵庫などの省エネ製品
2. サービスの利用
公共交通の利用、宅配便再配達防止、再生可能エネルギーの利用
3. ライフスタイルの選択
エコドライブ、自転車の利用、クールビズ、ウォームビズの実行

**みんなで
エコドライブ**



- ①自分の燃費を確認しよう
- ②ふんわりアクセル「eスタート」
- ③車間距離にゆとりを持って、加速・減速の少ない運転
- ④減速時は早めにアクセルを離そう
- ⑤エアコンの使用は適切に
- ⑥ムダなアイドリングはやめよう
- ⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑨不要な荷物は降ろそう
- ⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

出典：環境省ホームページ

3.3 基本目標3 里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり

3.3.1 自然環境に関する現状と課題

■河川・琵琶湖の保全の現状

家棟川流域における生態調査では、多くの魚種数が確認されており、特にピワマスなど貴重な固有種も生息しています。反面、外来魚や侵略的外来水生植物の増加により、河川や琵琶湖の生態系が脅かされており、この多様な生態系を後世に残すため、水質の保全、生息環境の維持・整備が課題となっています。

こうしたことから、水辺の生態系を保全するため、琵琶湖岸や家棟川流域を中心として清掃活動やヨシ群落の再生など活発な環境保全活動が展開され、川への不法投棄が減少するなど一定の効果が現れています。さらに水辺環境を活かした環境体験イベントや学習会は、多くの市民が参加する活動として定着しています。特に本市の特徴的な取組として、川の自然と環境問題を学習する「家棟川エコ遊覧」は、水辺環境への関心を高める取組として表彰されるなど、注目を集めています。

また、琵琶湖の水源となる里山では、窒素やミネラルなどを含む良質な水が時間をかけて生成され、川へ流れ出しています。里山は、豊かな恵みを与えてくれる琵琶湖の生態系にも大きく関わっています。このように、「山」「川」「湖」をつなぐ水の循環の中で、環境問題を一緒に考えようと、漁業関係者が中心となって、「漁民の森づくり」事業の取組による植樹活動が行われています。



水辺の清掃活動



家棟川エコ遊覧



漁民の森づくり

課題 ○ピワマスなど貴重な固有種やその他在来生物の生息環境の整備・保全
○外来種による生態系への影響の抑止

■里山の保全の現状

本市は区域の約15%を山林が占め、市民生活の身近な場所に三上山をはじめとする里山が広がっています。

これらの里山は、人の手により適切に管理されなければ、笹や木が鬱蒼と茂る薄暗い林に変わってしまい、多くの動植物の生育・生息環境が維持できなくなります。手入れされず荒廃した山林は倒木などの危険が増すだけでなく、シカやイノシシなどの動物が生きていけず平地に出没する要因にもなります。

こうしたことから、里山を健全な状態に保つため、市民ボランティア等が中心となって、定期的に里山保全活動が実施されており、さらに森づくり塾など実践的な講座を受講する市民も増えています。

里山を活かした市民や子ども向けの自然体験も継続的に実施されており、参加者を増加させる取組が行われています。



森づくり塾



里山自然体験学習

課題 ○森林の有する公益的機能の回復 ○活動の担い手の育成

■農地の保全の現状

本市は区域の約4割を田畑が占め、農地の存在や農業の営みは、食料生産のみならず生態系や広がりのある豊かな景観の維持においても大きな役割を果たしています。

本市では、安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、環境と調和のとれた農業を実践する「環境こだわり農業」や、生態系に配慮した「ゆりかご水田^(※)」を推進し、農地の保全を通じて自然環境の多様性の維持・向上に努めています。

また、こうした環境保全型農業を推進するとともに、地球温暖化に伴う気温の変化に強い米の新品種を導入し農業の活性化を図るなど、すぐれた農地環境を保全するための多面的な取組が行われています。



魚のゆりかご水田

課題 ○農業者の環境に対する意識の醸成

3.3.2 施策の内容

1) 生物多様性の維持・向上



野洲市にもともと生育・生息する野生生物を保護し、多様な生態系を維持するための施策を推進します。特定外来生物（オオバナミズキンバイ等の植物、アライグマ等の動物）の対策を強化します。

施策の取組	内容	担当課
生育・生息環境の保全	○ゆりかご水田による生物の生息環境の整備を推進します。	農林水産課
外来生物対策	○本来の生態系を形成する在来生物の生活を維持するため、関係機関と連携し、特定外来生物対策を推進します。	環境課 農林水産課

* 河川や琵琶湖の生態系を守る取組は、地球温暖化対応につながります。

2) 里山の保全



野生生物の貴重な生育・生息環境であり、琵琶湖の源でもある山林を適正に保全するため、森づくり、森林資源の活用促進などの施策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
里山の環境保全	○水循環機能の保全と向上のため、里山の水源涵養機能の向上をめざし、残された貴重な樹木等の保全と里山の整備を推進します。	環境課 農林水産課

* 里山を保全することは、CO₂の吸収を促し地球温暖化対策にもつながります。

3) 河川・琵琶湖の保全



多様な生態系に配慮し、好ましい水循環を維持するための施策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
河川の浄化対策	○琵琶湖に流入する河川の水質浄化を図るため、生活排水等による汚濁負荷の削減や生態系に配慮した多自然の川づくりにより、河川の浄化機能を高め、水辺環境の保全に取り組みます。	環境課 国県事業対策室 道路河川課 上下水道課
湖岸の保全	○琵琶湖岸の砂浜侵食防止対策を実施し、湖岸の環境保全に取り組みます。	環境課
ヨシ群落再生	○琵琶湖の水質浄化作用を向上させるとともに、水生生物の生息環境を保全するため、湖岸等におけるヨシ群落の再生を推進します。	環境課
ピワマス遡上促進	○ピワマスの生息状況を把握し、家棟川及び支流において生息に適した環境づくりを推進します。	環境課 国県事業対策室 道路河川課 農林水産課

* 河川や琵琶湖の生態系を守る取組は、地球温暖化対応につながります。



4) 農地の保全

化学肥料や農薬に頼らない環境に配慮した農業、有害鳥獣対策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
環境保全型農業	○「野洲市農業振興計画」に基づき、環境に配慮した農業技術の普及と地域資源を有効利用し化学肥料や農薬を低減した環境保全型農業を推進します。	農林水産課
有害鳥獣対策	○イノシシやサル、カラスなどの野生鳥獣による農業や林業への被害を防止するための対策に取り組みます。	農林水産課

*地球温暖化対策につなげるために、環境に配慮した農業を推進します。

3.3.3 進捗評価のための指標

項目	指標	策定時	目標
里山の保全	里山保全活動実施回数、参加者数（のべ）	29回・346人 (平成23~27年度の平均)	維持
	里山学習会・体験イベント等実施回数、参加者数（のべ）	16回・511人 (平成23~27年度の平均)	維持
河川・琵琶湖の保全	河岸・湖岸清掃活動実施回数、参加者数（のべ）	10回・213人 (平成23~27年度の平均)	維持
	環境学習会・体験イベント等実施回数、参加者数（のべ）	53回・1,763人 (平成23~27年度の平均)	維持
環境保全型農業	有機農業栽培面積	25ha (平成27年度)	維持
	環境こだわり農産物(※)の栽培面積	997ha (平成27年度)	維持

[関連する主要プロジェクト]

⑦ みんなが親しむきれいな川づくりプロジェクト	43 ページ参照
⑧ 里山を守り育てるプロジェクト	44 ページ参照
⑨ びわ湖を守ろうプロジェクト	45 ページ参照
⑩ 環境にやさしい農地の活用プロジェクト	46 ページ参照

3.4 基本目標4 環境学習の推進による市民活動の促進

3.4.1 環境学習や市民活動に関する現状と課題

■環境学習の現状

学校教育における環境学習は、自然のフィールドを活用した体験学習や、学校授業内での出前講座の取組などを実施しています。

地域や事業所においても地球温暖化対策など、環境問題の解決に向けてより一層、環境に配慮した行動が実践されるよう、そのきっかけづくりとして多様な環境学習の機会を提供する必要があります。

- | |
|---|
| <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する情報発信 ○市民に身近なアドバイザーの育成 ○自発的な環境活動を促すきっかけづくり |
|---|

■市民の現状

市内では多くの市民活動団体があり、第1次計画のプロジェクトを中心に、市民主体で環境への取組が積極的に実施されています。

一方、各団体においては活動を担う人材の拡がりが進まず、メンバーの固定化や高齢化、新たな人材や後継者の育成などの問題が顕在化しています。

そのため、新たに幅広い担い手の参入を促し育成するとともに、各団体が個別に活動している例も多いことから、横のつながりを強化することによって、良好な事例を吸収したり、他分野の知識を習得したりする機会を増やすなど、より良い活動につなげていく支援が求められています。

- | |
|---|
| <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○活動主体間の連携 ○活動の後継者の育成 ○情報の共有や人材の橋渡し |
|---|



小学校の社会科と連携した環境学習の様子



ショッピングモールでの環境啓発人形劇



ごみの資源と減量に関わる活動団体合同での先進事例視察研修

3.4.2 施策の内容



1) 環境学習の推進

市民等が環境に関する意識を高めるため、ライフステージに応じた学習の機会を充実していきます。

施策の取組	内容	担当課
学習機会の拡大	○子どもから大人まで生涯にわたって身近な環境から地球環境について学び、環境保全に関する意欲を向上し、技能・知識を習得できる機会を増やします。	環境課 学校教育課 生涯学習スポーツ課
	○自然体験等を通じて、自然や命を大切にしている感性を育むことをめざします。	
エコスクールの推進	○小中学校で環境に対する関心や知識を深めることを目的に教科学習や校外活動を推進します。	学校教育課 環境課
地域での環境学習の充実	○地域で環境学習に関わる市民、事業者、市民団体と連携して環境学習の充実を図ります。	環境課 生涯学習スポーツ課

*環境学習を通じて、地球温暖化対策の理解を深め、実践につなげることができます。



2) 環境活動団体等への支援

地域や学校、職場等での環境活動や環境学習を充実するため、情報発信や団体間の連携など、必要な施策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
地域等での環境学習の支援	○家庭や学校、地域、職場などでの環境学習の支援と充実を図るため、人材の育成と活用、教材・プログラム及び環境情報の発信を行います。	環境課 学校教育課 生涯学習スポーツ課
重点プロジェクトへの支援	○異なる分野における環境活動を連携して進めていくため、情報の共有や相互の協力体制づくりを支援します。	環境課
	○重点プロジェクトを推進するにあたり、専門家等によるアドバイスの提供を図ります。	環境課
自発的な活動の誘導・促進	○事業者の環境保全に対する意欲高揚を図り、企業の社会的責任（CSR）（※）を紹介し、継続的な環境保全・環境配慮行動を促します。	環境課 商工観光課
	○市民や事業者、市民団体等が環境保全活動に取り組むきっかけづくりを支援します。	

*環境活動団体等を支援することで、市民や事業者の地球温暖化対策の取り組みにつなげることができます。



3) 普及・啓発の担い手の育成・継承

地域や学校、職場等において、良好な環境の保全についての普及啓発や活動の担い手となる人材の育成を図ります。

施策の取組	内容	担当課
協働の推進	○環境に関わる各施策の推進にあたっては、広く市民・事業者・市民団体並びに大学等の参加を求め、協働による推進を図ります。	環境課
人材の育成	○環境講座を依頼できる人材の育成や、環境関連イベントの担い手の育成を図ります。 ○各プロジェクトを担う人材育成の機会を作ります。	環境課

*必要な人材を育成することにより、地球温暖化対策をはじめとする本計画の持続的な実践が図れます。

3.4.3 進捗評価のための指標

項目	指標	策定時	目標
学習機会	出前講座等(省エネ・リサイクル関連)実施回数、参加者数(のべ)	17回・642人 (平成23~27年度の平均)	継続
環境活動への支援	クリーンセンターの市民活動拠点における市民活動等実施回数	—	年1回以上
	HP情報発信数 (SNSを活用した情報発信も行う)	—	月1回

[関連する主要プロジェクト]

⑪ みんなで環境学習プロジェクト	47 ページ参照
⑫ 環境活動支援プロジェクト	48 ページ参照